

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令を一部を改正する政令新旧対照条文目次

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（抄）	1
日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）（抄）	6
独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）（抄）	7
独立行政法人国際交流基金法施行令（平成十五年政令第四百十一号）（抄）	10
総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）（抄）	11
証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第三百六十九号）（抄）	15

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)(抄)  
 (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(不要財産の国庫納付)                  第二条の二 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項の規定による政府出資等に係る不要財産の国庫納付(以下この項及び次条第一項において「現物による国庫納付」という。)について、通則法第四十六条の二第一項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 現物による国庫納付に係る不要財産の内容</p> <p>二 不要財産と認められる理由</p> <p>三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額(現金及び預金にあつては、取得の日及び申請の日におけるその額)</p> <p>四 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容</p> <p>五 現物による国庫納付の予定時期</p> <p>六 その他必要な事項</p> <p>2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項本文の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。</p> <p>(中期計画に定めた不要財産の国庫納付)                  第二条の三 独立行政法人は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合において、現物による国庫納付を</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を  
主務大臣に通知しなければならない。  
2 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく  
、財務大臣にその旨を通知するものとする。  
3 独立行政法人は、第一項の通知を行ったときは、主  
務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に  
納付するものとする。

(不要財産の譲渡収入による国庫納付)

第二條の四 独立行政法人は、通則法第四十六條の二第  
二項の規定により、政府出資等に係る不要財産を譲渡  
し、これにより生じた収入から国庫納付を行うこと(以  
下「譲渡収入による国庫納付」という。)について  
、同項本文の規定により認可を受けようとするときは  
、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出  
しなければならない。

- 一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容
- 二 不要財産と認められる理由
- 三 納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由
- 四 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不  
要財産の帳簿価額
- 五 譲渡によつて得られる収入の見込額
- 六 譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及び  
その合計額
- 七 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会  
計の区分その他その内容
- 八 譲渡の方法
- 九 譲渡の予定時期
- 十 譲渡収入による国庫納付の予定時期
- 十一 その他必要な事項

(新設)

<p>2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項本文の規定による認可を受けて不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出するものとする。</p>	<p>一 当該不要財産の内容</p> <p>二 譲渡によつて得られた収入の額（第二条の六第一項及び第二項第二号において「譲渡収入額」という。）</p>	<p>三 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額</p>	<p>四 譲渡した時期</p>	<p>3 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。</p>	<p>4 主務大臣は、第二項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の二第二項本文の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額を独立行政法人に通知するものとする。</p>	<p>5 独立行政法人は、前項の通知を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、同項の規定により通知された金額を国庫に納付するものとする。</p>	<p>（中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付）</p>	<p>第二条の五 独立行政法人は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合において、譲渡収入による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。</p> <p>2 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。</p>
---	---	-------------------------------------	-----------------	---	---	--	-----------------------------------	--

（新設）

3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の通知があつた場合について準用する。

(簿価超過額の国庫への納付)

第二條の六 独立行政法人は、譲渡収入額に当該財産の帳簿価額を超える額(以下この条において「簿価超過額」という。)があつた場合には、通則法第四十六條の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、第二條の四第五項(前条第三項において準用する場合を含む。)の主務大臣の指定する期日までに、簿価超過額を国庫に納付するものとする。

2 独立行政法人は、簿価超過額があつた場合において、通則法第四十六條の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときは、第二條の四第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の報告書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容
- 二 帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額
- 三 簿価超過額のうち、納付しないことを求める額及びその理由

3 独立行政法人は、通則法第四十六條の二第三項ただし書の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額を国庫に納付するものとする。

(国庫に納付する不要財産等の帰属する会計)

(新設)

第二条の七 通則法第四十六条の二第一項の規定により  
国庫に納付する不要財産又は同条第二項若しくは第三  
項の規定により不要財産に関し国庫に納付する金額は  
、当該不要財産に係る政府の出資又は支出に係る会計  
に帰属する。

(新設)

2 前項の規定により国庫に納付する不要財産又は金額  
が帰属するものとされる会計が廃止されている場合そ  
の他当該会計の状況に照らして同項の規定によること  
が適当でないと認められる場合には、同項の規定にか  
かわらず、当該不要財産又は金額が帰属すべき会計を  
主務大臣及び財務大臣が定めるものとする。

(資本金の減少に係る通知及び報告)

(新設)

第二条の八 主務大臣は、通則法第四十六条の二第四項  
の規定により独立行政法人に対する政府からの出資が  
なかつたものとされ、独立行政法人の資本金を減少す  
るものとされる金額を定めたときは、その金額を独立  
行政法人に通知するものとする。

2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第四項の規  
定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨  
を主務大臣に報告するものとする。

3 主務大臣は、前項の報告があつたときは、遅滞なく  
、その旨を財務大臣に通知するものとする。

日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第十五条の二 法第三十八条の二において準用する独立行政法人通則法第四十六条の二第六項の政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項については、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第二条の二から第二条の六まで、第二条の七第一項及び第二条の八の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同令第二条の二、第二条の四第一項、第二項及び第四項、第二条の六、第二条の七第一項並びに第二条の八第一項及び第二項中「通則法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する通則法」と、同令第二条の二第一項第四号及び第二条の四第一項第七号中「支出の額」、会計の区分」とあるのは「支出の額」と、同令第二条の三第一項及び第二条の五第一項中「通則法第四十条第三項」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する通則法第三十条第一項」と、「通則法第三十条第二項第四号の二」とあるのは「同条第二項第四号の二」と、同令第二条の七第一項中「当該不要財産に係る政府の出資又は支出に係る会計」とあるのは「一般会計」と読み替えるものとする。</p>	<p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>（削る）</p> <p>第八条・第九条（略）</p> <p>（機構債券申込証）</p>	<p>（積立金の処分に係る承認の手續の特例）</p> <p>第八条 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、法第十五条第二号に掲げる業務に係る勘定において、法第十六条第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第二項の規定により同条第一項に規定する当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理しようとするときは、同条第二項の規定による承認を受けようとする金額を記載した承認申請書を厚生労働大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、当該規定による承認を受けなければならぬ。</p> <p>2 前項の承認申請書には、期間最後の事業年度（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第一項に規定する期間最後の事業年度をいう。以下同じ。）の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>第九条・第十条（略）</p> <p>（機構債券申込証）</p>



第十条 (略)

2 (略)

3 機構債券申込証は、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

4 (略)

一、十一 (略)

第十一条～第十三条 (略)

(債券の発行)

第十四条 (略)

2 各債券には、第十条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項（貸付債権担保機構債券にあつては、これらの事項及び同条第四項第一号に掲げる事項）並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(機構債券原簿)

第十五条 (略)

2 機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第十条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項（貸付債権担保機構債券にあつては、これらの事項及び同条第四項各号に掲げる事項）

四 (略)

第十六条 (略)

第十一条 (略)

2 (略)

3 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

4 (略)

一、十一 (略)

第十二条～第十四条 (略)

(債券の発行)

第十五条 (略)

2 各債券には、第十一条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項（貸付債権担保機構債券にあつては、これらの事項及び同条第四項第一号に掲げる事項）並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(機構債券原簿)

第十六条 (略)

2 機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項（貸付債権担保機構債券にあつては、これらの事項及び同条第四項各号に掲げる事項）

四 (略)

第十七条 (略)

(機構債券の発行の認可)

第十七条 機構は、法第十七条第一項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第十条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 五 (略)

2 (略)

(機構債券の発行の認可)

第十八条 機構は、法第十七条第一項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第十一条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 五 (略)

2 (略)

独立行政法人国際交流基金法施行令（平成十五年政令第四百十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>2 （略）</p> <p>（運用資金の取崩し）                  第二条 法第十五条第二項の政令で定める場合は、基金が直接その業務の用に供する固定資産の取得若しくは当該固定資産の賃借に必要な敷金の支払に要する経費に充てるため、基金の業務の運営に支障を生じない範囲内で運用資金を取り崩す場合であつて、外務大臣の承認を受けた場合又は運用資金の一部が独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産に当たつたため、同条の規定によりこれを国庫に納付する場合とする。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（運用資金の取崩し）                  第二条 法第十五条第二項の政令で定める場合は、基金が直接その業務の用に供する固定資産の取得又は当該固定資産の賃借に必要な敷金の支払に要する経費に充てるため、基金の業務の運営に支障を生じない範囲内で運用資金を取り崩す場合であつて、外務大臣の承認を受けた場合とする。</p>

総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>			
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第十八条・第十九条）</p> <p>（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的事項に関する政令の規定の準用）</p> <p>第十八条 法第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第四十六条の二第六項の政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項については、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第二条の二から第二条の六まで、第二条の七第一項及び第二条の八の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「独立行政法人」とあるのは「日本司法支援センター」と、「主務大臣」とあるのは「法務大臣」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 2px;">読み替えられる独立行政法人の組織、運営及び管理に</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">読み替えられる字句</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">読み替える字句</td> </tr> </table>	読み替えられる独立行政法人の組織、運営及び管理に	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第十八条）</p> <p>（新設）</p>
読み替えられる独立行政法人の組織、運営及び管理に	読み替えられる字句	読み替える字句		

第二條の二第一項		第二條の二第二項	第二條の二第一項 第四号		第二條の二第一項	係る共通的な事項 に関する政令の規 定
通則法第三十	通則法第四十 四條第三項	通則法	支出の額、会 計の区分	通則法第四十 六條の二第一 項本文	通則法第四十 六條の二第一 項の	
同法第四十一條第	綜合法律支援法第 四十五條第三項	準用通則法	支出の額	準用通則法第四十 六條の二第一項本 文	準用通則法（綜合 法律支援法（平成 十六年法律第七十 四号）第四十八條 において準用する 独立行政法人通則 法（平成十一年法 律第百三号）をい う。以下同じ。） 第四十六條の二第 一項の	

	第二条の四第一項	条第二項第四号の二	二項第六号
	第二条の四第一項	通則法	準用通則法
第二条の四第一項第七号	支出の額、会計の区分	支出の額	
第二条の四第二項及び第四項	通則法	準用通則法	
第二条の五第一項	通則法第四十条第三項	綜合法律支援法第四十五条第三項	
	通則法第三十条第二項第四号の二	同法第四十一条第二項第六号	
第二条の六第一項から第三項まで	通則法	準用通則法	
第二条の七第一項	通則法	準用通則法	
	当該不要財産に係る政府の出資又は支出に係る会計	一般会計	

<p>第二条の八第一項 及び第二項</p>	<p>通則法</p>	<p>準用通則法</p>
<p>(他の法律の準用等) 第十九条 (略)</p> <p>2 次に掲げる法律の規定については、支援センターを 独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規 定する独立行政法人をいう。以下同じ。)とみなして 、これらの規定を準用する。</p> <p>3 一〇九 (略)</p>	<p>(他の法律の準用等) 第十八条 (略)</p> <p>2 次に掲げる法律の規定については、支援センターを 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律 第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう 。以下同じ。)とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>3 一〇九 (略)</p>	

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する政令（平成十九年政令第三百六十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則 （独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第三十五条 証券市場整備法附則第三条の規定によりなお効力を有することとされる旧社債等登録法の規定が準用される独立行政法人福祉医療機構債券に係る機構債券原簿については、独立行政法人福祉医療機構法施行令第十五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>附則 （独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第三十五条 証券市場整備法附則第三条の規定によりなお効力を有することとされる旧社債等登録法の規定が準用される独立行政法人福祉医療機構債券に係る機構債券原簿については、<u>第四十七条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法施行令第十六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>